

事例研究会社法 問題3

設問1

1. Aの責任

Aは、丙社から500万円を借りてこれを甲社の出資金として乙銀行京都支店に振り込んだものの、甲社成立後すぐに当社の口座から500万円を引き出して、丙社への返済に充てたことにつき、会社法52条の2に定める仮装振り込みのうち見せ金に該当し、これに対する責任を負うか。

見せ金においては、個々の行為が適法であるから、見せ金による払い込みと適法な払い込みとの区別は難しい。そのため見せ金か否かの判断は慎重になさねばならない。

そこで、個々の行為振り込み行為が見せ金に当たるか否かについて、具体的には①借入金を返済するまでの期間の長短、②会社資金としての運用の事実、③借入金の返済が会社の資金関係に及ぼす影響などの事情をもって総合判断すべきである。

本件についてみると、Aは、甲社の成立後すぐに500万円を借入れ、当社口座から引き出し、乙社への返済に充てたことから、①金銭の借入れから返済までの期間は短いいえ、②当該金銭を会社資金として運用された事実も見られなかった。そして③甲社の資本金1000万円のうち半分に当たる500万円が返済に充てられたことから、会社の事業活動ないし資金関係に与える影響は大きいと評価できる。これらのことから、Aによる振り込み行為が見せ金に該当するといえる。

よって、Aは「払い込みを仮装した」(52条の2)ことを理由に、責任を負うこととなる。会社に対して、払い込みを仮装した払込金額の全額の支払い義務を負う(52条の2第1項、102条の2第1項)。また、任務懈怠責任として、会社・第三者に生じた損害を賠償する責任を負う(53条1項、2項)。

2. B、Cの責任

B及びCは、Aが甲社から500万円を借入れることにつき決議を行ったことから、本件仮装払い込みに関与した(52条の2第2項)と評価できるか。

もっとも、仮装払い込みに関与した発起人および設立時取締役が、その職務を行うについて注意を怠らなかった場合、会社法52条の2第2項に定める、会社に対する不足額支払い義務を免れる(52条の2第2項但書)。

設立時取締役は、出資の履行が完了していることや会社の設立手続きが法令または定款に違反していないこと等につき、調査義務を負っており(46条1項3号・4号)、調査により法令・定款違反または不当な時効があると認めるときは、発起人にその旨を通知しなければならないこととされている(同条2項)。これらの義務を怠り、会社に損害が発生したときは、会社に対し損害賠償責任を負う(53条1項)。

本件において、B・Cは設立時取締役として、仮装払い込みという法令違反事項の有無について調査義務を与えたにもかかわらず、これを履行した事実がなく、取締役会決議を

通じて A による借入を認めたことから、当該調査義務に違反していると評価できる。

よって、B C は本件仮装払い込みに関与したといえ、52 条の 2 に基づき責任を負う。

設問 2

1. A は、①会社に対して仮装払い込みに係る金銭の支払いをした後、または、②B C が甲社に対して A の仮装払い込みに係る金銭を支払った後でなければ、本件臨時株主総会において議決権を行使することができない（52 条の 2 第 4 項）。

2. D は、A から株式を引き受けた者であることから、52 条の 2 第 5 項の適用を受ける。そして本件において D は A から株式を引き受けた際に悪意または重過失（同項但書）であったとみられる事情がなかったことから、議決権行使が認められる。